

司法政策研究科平成 23 年度前期 F D 報告書（電子版）

1. はじめに

鹿児島大学大学院司法政策研究科（法科大学院）の平成 23 年度前期の F D 活動を報告する。

【報告内容】

- F D 活動の実施体制
- F D 委員会／F D 懇談会の活動
- 授業アンケート
- 授業公開／授業参観
- 講義映像配信システム
- 資料 規則，申合せ

大学院司法政策研究科（以下、当研究科とする）は、修了者に（新）司法試験の受験資格である「法務博士（専門職）」の学位を与える専門職大学院（法科大学院）である。従来型の研究者の養成を中心とし、学究を旨とする研究科とは異なり、高度専門職業人を養成するための場であること、法曹になるための特定の国家試験の受験資格を得られることなどから、そこで行われる教育活動は、他の研究科とは趣を異にしていると同時に、そこでの F D 活動のあり方も、法科大学院に特有の特色を帯びることとなる。

まず、法科大学院における教育の質は、我が国の法曹の水準に直結することになる。そのため、そこでの授業が何を目指し、どのように目標に到達させるのかは、単に学内や研究科内における議論、あるいは各授業担当教員の見識に委ねておけばよいのではなく、①進路である法曹界や将来における潜在的顧客である国民からの、客観的な評価を基準にしなければならないこと、また、その結果として、②各法科大学院で個別にバラバラの取り組みをするのではなく、各法科大学院の交流・連携によって、大学の枠組みを超えたスタンダードが必要とされることが重要である（現在、全法科大学院の共通到達目標モデル、ミニマム・スタンダードも示され（<http://www.lawschool-jp.info/info/info20101018.html>）、各法科大学院によるさらなる創意工夫が要請されている。）。

こうした観点を踏まえ、当研究科では、設置以来、所定のカリキュラムを適切に展開するとともに、法科大学院に相応しい F D 活動のあり方を模索・実践してきた。

振り返ると、平成 21 年度からは、授業アンケートの内容やそれへの教員の対応の改革、授業参観や映像に基づく授業分析の新たな試み、映像配信サーバーを導入した授業研究の推進、他大学の授業参観の実施、ニュース・レターの発行による教員と学生一体となった F D の推進や情報公開を行った。平成 22 年度からは、教員・学生が一体となって授業そのものの充実に向けた改善の取り組みを徹底する趣旨から、F D 活動スローガンを「授業と学修の協働改善！」として、授業改善とともに学生の学修到達度を引き上げるための諸配慮に重点を置いた。平成 22 年 6 月に公表した「鹿児島大学法科大学院の新たな取り組み」である、1) 少人数教育の徹底、

2) 九州大学での滞在型特別聴講制度, 3) 司法政策研究センターの開設などを柱とする新しい教育方法の導入を着実に実施した。

当研究科では, PLAN から DO までの成果を CHECK, ACTION へと移行する PDCA サイクルを意識してきたが, 平成 23 年度はこのサイクルをさらに強く意識することとし, FD 報告書も学期ごとに作成することにした。FD 活動の成果を踏まえて, 当研究科の理念である「地域に学び, 地域を支える」法曹養成を, より充実したものにしたい。

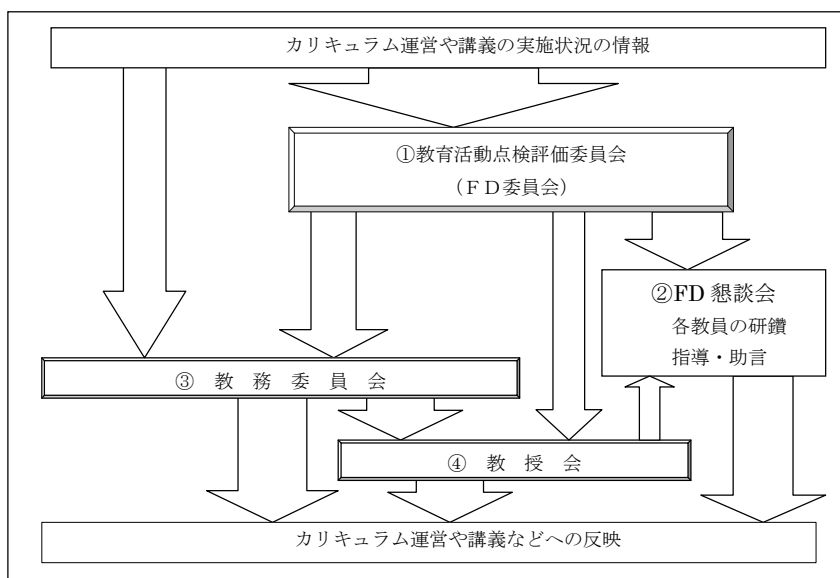
2. FD 活動の実施体制

司法政策研究科では, 教育活動点検評価委員会(以下, FD 委員会と呼ぶ)が中心となって, FD 活動を推進している。

(1) FD 委員会の位置づけ

当研究科の発足当時から FD 委員会は設置され, FD 活動と自己点検・評価を担当してきた。平成 20 年には, 研究科における教育活動点検評価をより充実するため, 組織及び運営に関し明確化するための規則類も整備した(「教育活動点検評価委員会規則(平成 20 年 12 月 10 日司研規則第 7 号)」を設け, 実施についての教授会申合せ(「教育活動点検評価の実施に関する申合せ(平成 20 年 12 月 10 日教授会決定)」))。FD 委員会の委員は, 公法系, 民事系, 刑事系, 実務系, 基礎法隣接科目分野の教員各 1 名以上を含むように構成されている。平成 22 年度における FD 活動は, 平成 20 年度の法科大学院認証評価や法人評価の中間評価, 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会第 3 ワーキンググループによる指摘等を踏まえ, 授業内容の検討について組織的な取組を充実させることを目標として, 研究科長を含む 5 名の教員で委員会を構成し, 取り組みを企画・実施した。平成 23 年度の FD 活動もこれを継続している。

当研究科内の組織内での FD 活動は, 組織全体で授業改善に取り組むために, 各組織が有機的に連携するよう工夫されており, 下図のようになっている。



(2) 法科大学院としての自己改革の組織的な取り組み体制

FD 委員会は副研究科長を委員長とし, 研究者教員・実務家教員で構成され, 月に一度の定例会議を開催する。いわゆる Faculty Development 活動(以下, FD 活動という。)を担当し, 自己改革について包括的かつ中心的役割を果たす。

特に、平成 20 年度以降は、授業評価アンケートの実施やそれへの対応報告の取りまとめ、授業研究、授業内外の学修に関する検討などを素材として、月に 1 度の F D 懇談会を実施してきた。これは、定例教授会の直後に開催されることとなっており、4 年目に入った今年度は PDCA のサイクルを意識し、一層充実した活動となるよう工夫している。

教務委員会は、カリキュラム運営を担当する教員 2 名と、その他の学修支援を担当する教員 1 名の 3 名の教員によって構成されている。F D 委員会や F D 懇談会の成果は、教務委員会のカリキュラム運営に反映させることで、授業全体に体系的な改善を促している。

教授会は、当研究科の最高意思決定機関であり、運営組織体制、教育内容や方法、学生のケア、入試、図書、施設など、様々な事項の改革・改善を担う組織として、実質的側面においても欠くべからざる機能を果たしている。

このように、F D 委員会の活動を中心として、教学上の運営の最前線を担う教務委員会、研究科の意思決定機関である教授会といったそれぞれの活動が、F D 懇談会をフォーラムとする教員間の緊密なコミュニケーションを基盤とする有機的な活動を通じて、自己改革への積極的な姿勢が保つことが図られている。

(3) 平成 23 年度 F D 委員会委員 一覧

委員長	米田 憲市	(副研究科長)
委員	采女 博文	(研究科長)
委員	緒方 直人	(民事系／民法／前研究科長)
委員	前田 稔	(刑事系／実務家教員)
委員	南 由介	(刑事系／刑法／教務委員)
委員	紺屋 博昭	(社会法系／労働法)

(4) 教育活動点検評価委員会規則と教育活動点検評価に関する申し合わせ

当研究科では、上記の教育活動の点検評価を確実に実施するため、「教育活動点検評価委員会規則（平成 20 年 12 月 10 日司研規則第 7 号）」を設け、実施についての教授会申合せ（「教育活動点検評価の実施に関する申合せ（平成 20 年 12 月 10 日教授会決定）」）を行い、それに基づいて F D 活動等、教育活動の充実を図る態勢を整えている。

3. F D 委員会／F D 懇談会の活動

(1) 当研究科では、原則として F D 委員会を毎月第 1 火曜日 16 時 30 分時から、また F D 懇談会を毎月第 2 水曜日の教授会終了後に実施している。

平成 23 年度前期の開催日や活動内容は下記のとおり。

	F D 委員会	F D 懇談会	F D 活動、主な議題
平成 23 年 4 月度	4 月 5 日	4 月 13 日	年間 F D 実施計画 平成 22 年度教育活動報告書について
平成 23 年 5 月度	5 月 10 日 5 月 20 日	5 月 11 日	平成 22 年度の F D 活動報告書作成について 授業改善の状況について

平成 23 年 6 月度	6 月 7 日	6 月 8 日	授業アンケートについて 1 年生授業科目での指導の充実について
平成 23 年 7 月度	7 月 5 日	7 月 13 日	「授業アンケートに対する所感と対応」の点検 について ビデオのチェックによる授業の検討について
平成 23 年 8 月度	メール会議		成績評価の例外の承認について
平成 23 年 9 月度	9 月 6 日	9 月 14 日	成績評価総括の内容及びあり方の検討

また、委員会については、毎回、議事要旨を作成しており、委員以外の教員もシラバス・システムを通じて随時閲覧可能にしている。

(1) 平成 23 年度司法政策研究科第 5 回 F D 委員会議事要旨

<p>平成 23 年度司法政策研究科第 5 回 F D 委員会議事要旨</p> <p>日時 平成 23 年 7 月 5 日（火）16：30～16：45</p> <p>場所 法文学部 1 号館 1 階小会議室</p> <p>出席者 米田，緒方，紺屋，南</p> <p>欠席者 采女，前田</p> <p>（陪席者）法文学部事務長・湊，事務長代理・森下，専門職大学院係長・宮崎， 係員・大塚，事務補佐・久木野</p> <p>議 題</p> <p>1. 「授業アンケートに対する所感と対応」の点検について</p> <p>委員長から、「授業アンケートに対する所感と対応」の点検について諮られ、平成 20 年度前期より、F D 活動全般の強化一環として、実施方法やその利用方法について再検討を行い、平成 23 年度の授業アンケート項目は、平成 21 年度後期から、授業内容の改善をより一層進めるため、法律基本科目や新司法試験の選択科目になっている授業科目のアンケート内容を抜本的に変更したものを継続して使用している等、説明があり、7 月 13 日（水）開催の F D 懇談会で、検討する旨が了承された。</p> <p>2. ビデオのチェックによる授業の検討について</p> <p>委員長から、ビデオのチェックによる授業の検討について諮られ、7 月 13 日（水）の F D 懇談会で、ビデオの撮影等について検討する旨が了承された。</p> <p>3. 全学 F D 報告書について</p> <p>委員長から、全学平成 22 年度 F D 報告書について諮られ、資料 1 に基づき説明があり、6 月末が締切りのため提出した旨説明があり、種々意見交換の後、了承された。</p> <p>4. その他</p> <p>特になし。</p>

(2) 平成23年度司法政策研究科第1回FD懇談会議議事要旨（抜粋）

第1回のFD懇談会では、定例活動、点検活動、年度計画、FD活動のスローガンが取り上げられた。議論が集中したのは、①「試験問題・出題趣旨アンケート」の回収率が悪い原因がどこにあるか、②「所感と対応」に関しては、アンケート結果の数値に対する反応のみではなくて、学習指導の視点を含むことが重要であること、③アンケート結果をみると授業評価は高いのに、それが定期試験の結果に結びつかないのはなぜか。ビデオ映像の有効な活用法を考えてはどうか、④「授業参観報告書」については、学生の受講姿勢にも注目すべきであること、⑤非常勤講師のFD活動への参画をどのように働きかけるかであった。その他、平成23年度も「授業と学修の協働改善」というFD活動のスローガンを踏襲すること、共通的到達目標を意識した授業計画案を作成することが必要であること、全学共通のFD報告書の作成準備について意見を交わした。

(2) 平成23年度のFD活動についての学生へのメッセージ

本年度のFD活動に際しては、最初に、学生に対し、次のようなメッセージを発信した（ニュース・レター第20号〔5月号〕から抄録）。

○FD活動の取組

大学の教育をより充実させるための活動は、FD活動（ファカルティ・デベロップメント：授業改善活動）と呼ばれています。鹿児島大学法科大学院では、教育活動点検評価委員会（通称：FD委員会）が中心となって、月1回教員全員でのFD懇談会でのディスカッション、授業アンケートの実施と分析・検討や結果の公開、授業ビデオの収録と分析・検討、授業参観、他の法科大学院の授業参観、弁護士会の教員研修などへの参加、みなさんと合同で新司法試験直後に出題された問題の分析検討会など実施しています。今年度最初の4月13日のFD懇談会では、今年度のキャンペーン・スローガンや活動計画が検討されました。

○キャンペーン・スローガン

今年のスローガンは、FD活動を通じて、授業の改善とともに学生の学修の改善をも促して教員・学生ともどもレベルアップを図りたいという趣旨から、昨年度のスローガンである「授業と学修の協働改善」を継続して用いつつ、ロゴマークを使うなどして、その趣旨の徹底を図ることになりました。

○アンケートの目的と内容

授業の充実は、法曹になるための基礎的素養、すなわち、マインドとスキルを涵養するための教育の充実にはかたがたありません。それに向けての重要な情報を得るための機会であり有効なツールが「授業アンケート」です。

今年の授業アンケートは、各学期、法律基本科目と司法試験の選択科目については3回（「中間」、「最終」、「試験問題、出題の趣旨と採点のポイント」）、それ以外は「中間」「学期末」の2回実施されます。今学期は、6月30日から6月4日を中心に、「中間」アンケートが実施されます。

本学の授業アンケートは、法曹に必要な基礎的素養を涵養することに向けての授業改善を目的としており、皆さんの個別の素朴な満足度や授業の感想・印象を知ることが目的としているわけではありません。客観的な視点から、法曹として身につけるべき基礎的素養、マインドとスキルを涵養する授業が実施されているかどうかを問うものです。この点で特に重要なのは、

【3】基本的な法的知識の習得、【4】法的思考能力、【5】事実の把握・分析する能力、【6】法的議論をする能力、【7】先例のない事案への創造的思考力の涵養、【8】法的文章作成能力

の涵養, これらそれぞれについての授業での配慮や工夫についての設問です。これらの設問は, 司法試験の出題及び出題の趣旨や採点実感等の記載内容に照らして作成されており, 教員が授業で念頭に置くべき項目であるとともに, みなさんの学修でも意識すべき事柄になります。(回答すべき内容のイメージが掴みにくければ, 是非司法試験の出題及び出題の趣旨や採点実感等の記載内容を確認して下さい)。

○アンケートによる「協働改善」

アンケートの集計結果をもとに, 教員はアンケートを受けての「所感と対応」という書面を作成し, 集計結果とともにシラバス・システムを通じてみなさんにフィードバックされます。アンケートによって, 教員は学生の状況を把握して授業改善を図るとともに, 学生のみなさんはアンケート結果と教員からの「所感と対応」を参照して, 教員の授業運営の意図などとみなさんの学修をあらためて点検して学修の充実を図り, 貴重な授業時間の充実を実現しようとするものです。

なお, 教員組織として, 集計結果や「所感と対応」などを, 先に紹介したFD懇談会において教員全員で点検し, ビデオ映像や授業参観による授業そのものの点検とともに分析・検討して, 緊張感のある充実した授業の継続的な実現に取り組んでいます。

授業の改善, すなわち, 「批判的検討能力, 創造的思考能力, 法的分析能力, 法的議論の能力等を涵養する授業の実現」には, 教員と学生の協働が不可欠であり, 学生自らが, 受身的な学習を脱して実践的・創造的な能力を旺盛に獲得していくという姿勢を確立することによってのみ, みなさんの未来を切り開けるものと信じています。

(FD委員長 米田 憲市)



4. 授業アンケート

(1) 前年度までの成果

平成20年度前期より, FD活動全般の強化一環として, 実施方法やその利用方法について再検討を行い, インターネットを利用した方法ではなく, あらためて個別授業で配布する実施方法を導入することとした。それにより, 回答率の劇的な改善がなされ, よりよい授業をするための学生との双方向のやり取りの一部として一層有効に機能するようになった。

(2) 平成23年度の授業アンケートの取り組み

平成23年度の授業アンケート項目は, 平成21年度後期から, 授業内容の改善をより一層進めるため, 法律基本科目や新司法試験の選択科目になっている授業科目のアンケート内容を抜本的に変更したものを, 継続して使用している。新たな内容のアンケートでは, 法科大学院教育の基本に立ち戻り, 法曹が具備すべき能力の涵養をふまえた教育をしているかどうか, と

いう点に焦点を絞ることとしている。特に法律基本科目の授業では、司法試験で問われる法曹に必要な能力を涵養することは当然のことであり、アンケートでは、あらためてその点を意識することとしている。

質問項目は、下記のことからそれぞれを実現する授業となっているかどうかをたずねるものであり、下記のようなものである。

- 【1】受け身の学修姿勢の改善、緊張感のある授業
- 【2】学修意欲や学修上の興味や法曹を目指すモチベーションの喚起
- 【3】基本的な法的知識の習得
- 【4】法的思考能力の涵養
- 【5】事実を把握したり、分析する能力の涵養
- 【6】法的議論をする能力の涵養
- 【7】判例がない事案などに対応するための創造的思考力の涵養
- 【8】法的文章作成能力の涵養

【3】から【8】は、法務省のホームページで公表されている司法試験の問題、出題の趣旨、採点実感から抽出したものである。【1】と【2】は、それ以下を実現するための、全体として充実した授業にする工夫や取り組みがなされているかを点検することを目指している。

とりわけ、評価項目【4】【5】【7】【8】の能力は、全体として一体のものであり、分離には無理があるが、あえて教育・学修目標として意識的に分離したものである。いくつかの評価項目の意味を新司の審査委員ヒアリング概要を参考にしながら簡単に説明しておきたい。配当科目の学年、授業形式（講義、問題演習、総合問題演習）によって担当教員の各評価項目の重みづけが異なることも理解してほしい。

【4】法的思考力を簡単に表現すると、「具体的な事実即して抽象的な法原則を正確に理解して法規定を解釈適用する能力」である。所与の紛争を解決するための法規範を発見し、法的構成をして結論を導き出す能力である。「規範の発見」「事実の当てはめ」「結論」という法的三段論法と表現されるが、その内容は多少複雑である。新司のヒアリング概要で、「当事者の主張から法的な問題点を発見する能力」、「当事者の望むところを的確に法的に構成する能力、それと不可分であるそうした法的構成にとって意味のある事実を過不足なく拾い出す能力、それから相手方の主張の問題点、中心的な争点を明らかにする能力」と表現されている実務家としての必須の能力を包含するものである。

【5】事実を把握・分析する能力は、提示されている具体的事実を注意深く分析し、基本的知識を正しく用いて評価し判断をする能力を意図している。過失を例にとると、具体的事実が過失の認定判断に働くかどうか、その理由を説明する能力を意味する。

【7】創造的思考力という表現は、「未知の問題について考察する能力」、「より高度な問題にも取り組もうとする姿勢」を意図している。新司において、「基本的な理解を基盤として、自らの考察を展開する」、「その場（受験会場）で考える必要がある問題であり、習得した基本的知識に基づいて、自ら考え、妥当な結論に至り、（論理的に整合性のある論述をする）」ために必要な能力を意味する。

【8】法的文書作成能力は、「論じるべきことを論理的かつ明快に構成した文章で表現する能力」を意味する。しかし、たんなる答案作成能力を意味するものではない。基本的な問題についての着実な理解をすること、掘り下げた考察するという実務家的姿勢を前提として、それを

明確に表現する能力，論理的に一貫した叙述をする能力を意味する。表層的に理解した判例を絶対視して結論の妥当性を考慮しない文章に陥ったり，論理的に矛盾した構成やあり得ない法的解釈をしたりすることは避けねばならない。

(3) アンケートの実施方法

授業アンケートは，通常期に開講している講義の場合，15回の講義が7回程度まで進行した中間期に1回，講義の最終回で1回の，合計2回実施している。集中講義については，講義途中での改善の取り組みが困難と思われるため，最終回の講義の1回のみ，アンケートを実施している。平成21年度後期からは，これに加えて，試験問題と試験後に公表される「採点のポイント」についてのアンケートを実施するようになっており，その取り組みも継続している。

アンケートの実施は，実施回にあたる授業において，教員に授業時間を5分程度縮めるなどの工夫を依頼し，アンケート用紙の配布を教員が行って学生に対して回答の協力を依頼，回収は原則としてその時間の休み時間に事務担当者が行い，院生自習室にも提出ボックスを設けている。その結果，回収率は総じて高いと評価することができ，受講者全体の傾向を把握したうえで，具体的な指摘の意義を判断できる，十分な情報を得られるようになっている。

(4) アンケート結果の公表と授業改善へのフィードバック

アンケートの集計結果を，シラバス・システムの各科目のページを通じて学生に対して開示するとともに，平成21年12月より発行しているニュース・レターにその総括的評価を示すことにより，よりよい授業づくりに向けた学生との双方向のやり取りのサイクルの一部となるように位置づけている。

(1) 平成23年度前期（中間）授業評価アンケート 集計結果一覧 回収率 83.82%

平成23年度前期[中間]授業評価アンケート 択一部分平均点一覧表 [法律基本科目、新司法試験選択科目]										
	【1】緊張感のある授業になるような工夫	【2】法書を目指すモチベーションが高まるような工夫	【3】基本的な法的知識を習得するための工夫	【4】法的思考能力を涵養するための工夫	【5】事実を把握・分析する能力を涵養するための工夫	【6】法的議論をする能力を涵養するための工夫	【7】創造的的思考力を涵養するための工夫	【8】法的文章作成能力を涵養するための工夫	1-8平均	
	1/2/4/5	1/2/4/5	1/2/4/5	1/2/4/5	1/2/4/5	1/2/4/5	1/2/4/5	1/2/4/5	1/2/4/5	
選択肢										
1年次対象A	3.6	3.9	3.2	3.3	3.3	3.4	3.6	2.3	3.3	必修
1年次対象B	4.4	3.8	3.8	4.3	3.8	3.5	3.8	3.0	3.8	必修
1年次対象C	4.2	3.8	3.9	3.9	4.0	3.2	3.3	3.3	3.7	必修
1年次対象D	4.9	4.7	4.6	4.6	4.9	4.4	4.9	4.4	4.7	必修
平均	4.3	4.1	3.9	4.0	4.0	3.6	3.9	3.3	3.9	
2年次対象A	4.0	4.0	3.6	4.3	3.9	4.6	4.4	3.7	4.1	必修
2年次対象B	4.3	3.9	4.0	4.0	4.1	3.3	4.1	4.0	4.0	必修
2年次対象C	4.0	4.0	4.0	4.0	3.3	3.3	3.3	3.3	3.7	必修
2年次対象D	4.7	3.6	4.7	4.6	4.2	4.0	3.0	3.0	4.0	必修
2年次対象E	4.5	4.2	4.2	4.5	4.5	4.2	4.3	4.0	4.3	必修
2年次対象F	4.7	3.7	4.3	4.4	4.3	4.0	4.6	4.1	4.3	必修
平均	4.5	3.9	4.3	4.4	4.1	3.9	3.8	3.6	4.0	
3年次対象A	4.4	4.3	4.1	4.1	4.3	4.3	4.1	4.3	4.2	選択必修
3年次対象B	5.0	4.0	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	選択必修
3年次対象C	4.5	4.8	4.2	4.7	4.5	4.2	3.5	3.5	4.2	選択必修
3年次対象D	4.8	4.5	4.2	4.5	4.5	4.5	4.0	4.5	4.4	選択必修
3年次対象E	4.0	4.4	4.2	4.2	4.6	4.6	4.6	4.6	4.4	選択
平均	4.5	4.4	4.3	4.4	4.5	4.5	4.2	4.3	4.4	

(注)非常勤講師による科目、民法A、民法Bは授業進行との関係で除外。

(ニュース・レター21号から)

(2) 平成23年度前期(最終)授業評価アンケート 集計結果一覧 回収率 82.38%

平成23年度前期[最終]授業評価アンケート 集計結果一覧【法律基本科目・司法試験選択科目】

	配当 年次	項目																										
		【1】この科目は、緊張感のある授業になるよう工夫がなされていますか	【2】この科目は、法曹を目指すモチベーションが高まるような工夫がなされていますか	【3】この科目は、法的知識を習得するための工夫がなされていますか	【4】この科目は、法的思考能力を涵養するための工夫がなされていますか	【5】この科目は、事実を把握したり分析する能力を涵養するための工夫がなされていますか	【6】この科目は、法的議論をする能力を涵養するための工夫がなされていますか	【7】この科目は、創造的思考力を涵養するための工夫がなされていますか	【8】この科目は、法的文章作成能力を涵養するための工夫がなされていますか	【9】この科目は、シラバスの講義計画をもとに、学生の理解度を確認しながら進められていましたか	【10】この科目は、質問等について、適切な対応がありましたか	【11】あなたは、基本的な法的知識の習得度が向上しましたか	【12】あなたは、法的思考能力が向上しましたか	【13】あなたは、問題となつている事実の把握や分析する能力が向上しましたか	【14】あなたは、法的議論をする能力が向上しましたか	【15】あなたは、創造的思考力が向上しましたか	【16】あなたは、法的文章作成能力が向上しましたか	【17】あなたは、主体的かつ緊張感のある取組みをしましたか	【18】この科目では、モチベーションが高まることがありましたか	【19】この科目は、最も時間と労力をかけた科目でしたか	【20】課題等に対して、積極的に取り組みましたか	【21】予習には毎回どれくらいかけましたか	【22】復習には毎回どれくらいかけましたか	【23】中間授業評価アンケートについての「所感と対応」を読みましたか	【24】「(23)」の質問で「4」を選択した方の「取組」を改善しましたか			
公法系	A	1	3.6	3.5	3.1	3.4	3.6	3.5	3.3	3.4	3.6	3.5	3.4	3.2	3.7	3.0	3.2	2.7	3.0	2.9	2.5	3.5	2.1	2.1	3.6	3.7		
	B	2	4.3	3.9	3.6	4.0	4.0	4.0	3.8	4.1	4.1	4.4	3.6	4.0	4.0	3.9	3.9	3.8	3.8	3.8	3.8	4.3	3.0	2.1				
	C	3	4.3	4.5	4.4	4.4	4.5	4.5	4.5	4.6	4.5	4.6	4.4	4.4	4.4	4.3	4.4	4.5	4.3	4.3	3.9	4.3	2.5	2.5				
民事系	A	1	4.4	4.3	5.0	4.9	4.3	4.4	3.4	4.6	4.6	4.9	4.7	4.6	4.1	4.1	3.7	3.4	4.6	4.6	4.1	3.9	2.9	2.9				
	B	1	4.8	4.7	4.9	4.9	4.7	4.4	4.4	4.3	4.6	4.8	4.7	4.4	4.3	4.1	4.0	4.0	4.7	4.7	4.4	4.1	3.1	2.5				
	C	1	4.4	3.8	4.2	4.2	4.2	3.5	4.2	3.5	3.9	4.4	3.8	3.5	3.5	3.3	3.5	3.6	4.3	3.7	4.3	4.5	3.0	2.6	3.6	3.3		
	D	2	4.1	4.1	3.9	4.1	4.2	4.2	4.4	4.1	3.4	4.3	3.7	3.7	3.7	3.9	3.7	3.7	3.8	3.8	4.0	4.0	3.1	3.2	3.6	2.9		
	E	2	4.5	4.0	4.0	4.5	4.0	3.0	4.0	4.5	4.0	4.5	4.0	4.0	3.5	3.0	3.0	3.5	4.0	4.0	3.5	3.5	2.5	2.5				
	F	2	4.6	4.0	4.8	4.8	4.2	4.0	4.2	4.0	4.4	4.4	4.8	4.6	4.4	4.2	4.0	4.0	4.4	4.2	3.8	3.6	2.6	2.8	3.2	3.3		
	G	2	4.5	4.5	4.5	4.7	4.2	4.2	4.5	4.7	3.8	4.0	3.8	4.3	4.2	4.0	4.2	4.2	3.7	3.8	4.2	4.2	3.5	3.2	3.3	3.2		
	H	3	5.0	4.7	4.7	4.7	5.0	5.0	4.7	5.0	4.7	4.7	4.7	5.0	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	2.7	2.7	4.0	4.0		
	I	3	4.7	4.7	4.7	4.7	4.9	4.7	4.7	4.4	4.7	4.7	4.6	4.6	4.6	4.4	4.6	4.4	4.6	4.6	4.4	4.3	1.7	2.6	3.1	3.6		
刑事系	A	1	4.0	3.5	4.1	2.9	3.9	2.4	2.8	2.8	3.5	4.6	3.8	3.2	3.6	3.0	2.9	3.0	4.0	3.2	3.5	4.4	3.0	2.5	3.6	3.1		
	B	1	4.9	4.9	4.6	4.9	4.9	4.5	4.3	4.6	4.9	4.9	4.6	4.6	4.8	4.5	3.8	4.4	4.6	4.8	4.5	4.5	3.0	2.8	3.4	3.6		
	C	2	4.6	4.0	4.4	4.4	4.0	4.0	4.5	4.0	4.4	4.6	4.2	4.2	4.2	3.8	3.8	4.0	4.6	4.2	4.6	4.8	3.8	3.6	3.2	3.3		
	D	3	5.0	5.0	4.8	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	4.8	4.8	5.0	4.7	3.5	2.8	3.3	4.0	
選択科目	A	3	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	3.3	3.3	3.0	3.3	2.7	4.3	4.7	3.3	4.7	4.7	3.7	4.0	3.3	4.0		

平成23年度前期[最終]授業評価アンケート 集計結果一覧【法律基本科目・司法試験選択科目以外】

	配当 年次	項目																				
		【1】教員は講義を時間通り行っていましたか	【2】教員の話し方(声の大きさや話すスピード等)は聞き取りやすかったですか	【3】教員の説明はわかりやすかったですか	【4】講義の際に、教員の準備は十分にできていましたか	【5】講義の進度は適切でしたか	【6】(「5」の質問で1、2解答者のみ)なぜ、講義の進度が適切でないと考えましたか	【7】講義は、シラバスの講義計画に沿って行われていましたか	【8】講義は、学生の理解度を確認しながら進められていましたか	【9】質問等について、適切な対応はありましたか	【10】双方向・多方向の講義でしたか	【11】講義内容の水準は適当でしたか	【12】(「11」のみ)なぜ、講義内容の水準が適当でないと考えましたか	【13】日常の学修のなかで、この科目にどれくらいの時間を割きましたか	【14】シラバス等で提示された課題は適切だとおもいますか	【15】講義の予習はどれくらいでしたか	【16】講義の復習はどれくらいでしたか	【17】この講義で予定されている到達度、この学期中に自分が達している到達度、この講義に自分自身で達している到達度、この講義に自分自身で達している到達度	【18】この講義の方法や内容は、この科目に効果的でしたか			
その他	A	1	2.8	3.6	3.0	3.0	3.8		1	4.6	3.4	3.8	4.0	3.8		1	1.8	3.0	1.6	1.4	3.6	2.8
	B	1	3.1	3.7	2.6	3.1	3.0	1	2	3.1	3.3	3.7	4.3	3.0		3	3.3	2.2	3.3	2.0	3.0	3.0
	C	3	4.0	4.0	4.7	4.7	4.7			4.7	4.7	4.7	4.7	4.7			2.5	4.7	2.3	2.3	4.0	4.7
	D	3	4.0	4.0	4.6	4.7	4.6			4.7	4.7	4.9	4.6	4.6			2.4	4.3	2.5	3.0	4.0	4.5
	E	3	4.0	4.0	4.8	4.9	4.9			4.9	4.9	4.8	4.9	4.8			1.8	4.3	1.6	1.5	3.0	4.0
	F	3	4.0	4.0	5.0	5.0	5.0			4.9	5.0	5.0	4.9	4.9			2.0	4.3	1.4	1.4	3.7	4.6

(ニュース・レター23号から)

授業評価アンケート〔最終〕(法律基本科目)の項目は、いずれも法曹にとって必要なマイルドと技術を教員・学生が共に自覚することを求めている。しかし、〔教員の取組〕に関する【1】から【10】までと、〔学生の成果、学生の取組〕に関する【11】から【22】までとはアンケートの性質が異なる。後者〔学生の取組〕は、学生自らの学修を振り返ることを目的としている。項目の評価は、5段階であるが、【1】から【9】までは、3(ふつう)という欄はない。むりやり、そう思う(4評価)、そう思わない(2評価)に振り分けてもらっている。【1】から【9】までの平均値の目標は、3.5である。もちろん、平均値5に近づくほどよいとは思わ

れる。万人向けの授業方法・技術というものはそうないだろうが、各項目5に近い数値の授業も少なくはない。学生の満足度がかなり高いことを意味している。

ただ、学生による授業評価、その数値を教員が鵜呑みにすることは、教育の本質からしてありえない。教員相互の授業参観、そして参観報告書の提出・回覧の方法で、教育の質は別途、教員組織によって点検されている。

授業評価一覧表をみると、例年のことながら、1年次科目の数値は科目ごと、項目ごとにぶれがある。教員の授業スタイルと学生の学修姿勢とが上手く適合していないことが影響しているように思える。2年次になると、同一教員同一学生でも数値は上昇し、適切と考えられる範囲内に収まる。これも授業と学修の「協働改善」を反映しているように感じる。

また、アンケート結果を受けて、教員の側は「所感と対応」を示し、そこで自らの教育技法を語り、授業への取組方への提言もしている。今回のアンケートでは、新たに、項目【23】【24】を設けて、教員の所感と対応（中間アンケートに対するもの）が読まれているか否か、それを受けて学修の見直しをしたかどうかを聞いた。この2つの項目は、はい（4評価）といいえ（2評価）である。たとえば、【24】で、9名の回答者のうち、7名がはいと答え、2名がいいえと答えると、平均数値は、3.6となる。【25】は前の質問でははいと答えた者のみが回答する。はい、学修の取組を改善したと3名が回答し、いいえ、と回答した者が4名だと、平均数値は2.9となる。【24】は4に近づくほど、教員と学生とのコミュニケーションが成立していることを意味し、【25】は4に近づくほど、教員の所感と対応が受講学生に説得力を持ったことを意味しよう。

さて、教員が重視しているのは、【21】【22】の予習復習の時間数である。数値がそのまま時間数である。4時間以上予習にかけたとすれば、数値は4である。各科目の特性にもよるが、基本的な知識を定着させ多少の応用力も身につけるための予習復習に6時間程度は要すると考えるなら、合計数値が6.0以上になると教員からの自学自修の働きかけが順調なことを意味するので、教員としてはほっとする（予習復習を要せずに法曹としての技能を涵養できる授業はそうないであろうから。）

（参考）平成23年度授業アンケート〔前期・最終〕〔法律基本科目・司法試験選択科目用〕

アンケートの目的：このアンケートは、授業改善を目的として、教員の授業技法の効果や、みなさんの学修状況を把握するためなどに、実施されるものです。ご協力をお願いします。

アンケートの扱い：アンケートは回収後、次のように扱われます。

- (1)回収したアンケート原本は、事務担当者が集計を行うためのみに利用し、担当教員には開示しません。
- (2)事務担当者は、すみやかに担当教員に集計結果と自由記載欄の記載一覧を提供し授業改善に役立てるとともに、さらにそれを月1回開催している直近のFD活動で全教員に配布し、授業方法・技術の検討の参考にします。
- (3)以前に同一教員が当該科目の担当をしている場合、履修登録までに、シラバスシステムに前回のアンケート結果として開示します。

科目名	
担当教員	

Ⅳ 教員の取り組み

〔学生の主体性の確保〕

- 【1】この科目では、授業中に学生が受け身の姿勢でないようにしたり、緊張感のある授業になるよ

うな工夫が、授業内外でなされていたか。

そう思う ←5 4 2 1→ そう思わない

【2】この科目では、学修意欲や学修上の興味が喚起されたり、法曹を目指すモチベーションが高まるような工夫がなされていたか。

そう思う ← 5 4 2 1→ そう思わない

〔総合的な能力の涵養〕

【3】この科目では、学生が基本的な法的知識を習得するための工夫がなされていたか。

そう思う ← 5 4 2 1→ そう思わない

【4】この科目では、学生が法的思考力を涵養するための工夫がなされていたか。

そう思う ← 5 4 2 1→ そう思わない

【5】この科目では、学生的事実を把握したり分析する能力を涵養するための工夫がなされていたか。

そう思う ← 5 4 2 1→ そう思わない

【6】この科目では、学生が法的議論をする能力を涵養するための工夫がなされていたか。

そう思う ← 5 4 2 1→ そう思わない

【7】この科目では、判例がない事案や判例と異なる主張が必要な場合などに対応するための、創造的思考力を涵養するための工夫がなされていたか。

そう思う ← 5 4 2 1 → そう思わない

〔法律文書作成能力の涵養〕

【8】この科目では、法的文章作成能力を涵養するための工夫がなされていたか。

〔その他〕

【9】この科目は、シラバスの講義計画のもとに、学生の理解度を確認しながら進められていましたか。

そう思う ← 5 4 2 1 → そう思わない

【10】質問等について、適切な対応はありましたか。

そう思う ← 5 4 2 1 → そう思わない

㊦学生の成果

〔総合的な能力の向上〕

【11】あなたは、この科目によって、基本的な法的知識の習得度が向上しましたか。

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

【12】あなたは、この科目によって、法的思考能力が向上しましたか。

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

【13】あなたは、この科目によって、問題となっている事実の把握や分析する能力が向上しましたか。

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

【14】あなたは、この科目によって、法的議論をする能力が向上しましたか。

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

【15】あなたは、この科目によって、判例がない事案や判例と異なる主張が必要な場合などに対応するための、創造的思考力が向上しましたか。

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

〔法律文書作成能力の涵養〕

【16】あなたは、この科目によって、法的文章作成能力が向上しましたか。

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

〔学習の取り組み状況〕

【17】この科目の授業時間に、主体的かつ緊張感のある取り組みをしましたか。

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

【18】この科目では、学修意欲や学修上の興味が喚起されたり、法曹を目指すモチベーションが高まる
ことがありましたか。

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

【19】この科目は、日常の学修のなかで、最も時間と労力をかけた科目でしたか。

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

【20】シラバスに掲出された課題等に対して、積極的に取り組みましたか。

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

【21】この科目のための予習には、毎回どれくらいかけましたか。

1. 1時間未満 2. 1時間以上 2時間未満 3. 2時間以上 3時間未満 4. 3時間以上

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

【22】この科目のための復習には、毎回どれくらいかけましたか。

1. 1時間未満 2. 1時間以上 2時間未満 3. 2時間以上 3時間未満 4. 3時間以上

【23】中間授業評価アンケートについての「所感と対応」を読みましたか。

はい ← 4 2 → いいえ

【24】（【23】の質問で「4」と答えた方にお聞きします。）授業評価アンケートについての「所感と対
応」を受けて、学修の取り組みを改善しましたか。

はい ← 4 2 → いいえ

【25】下記の項目の中で、授業について、【受講生全体の観点あるいは客観的視点から、授業の目的を
達成するために見直して欲しい項目】があれば、丸で囲んで下さい。

特に指摘することがなければ、【24】に進んで下さい。

時間通りの授業進行 【遅れてくる/延長が多い】

話すスピード 【早すぎ/遅すぎ】

講義の進度 【早すぎ/遅すぎ】

講義の水準 【易しすぎ/難しすぎ】

㊦ 要望・意見

【26】これまでの質問内容を含め、この講義につき、授業の充実に向けての要望等を、ボックス内に記
載してください。また、【1】～【10】で「1」をつけた人は、その理由をより具体的に記載して下さい。書き
きれない場合、余白や裏面も利用してください。

--

㊦ 入学年度・単位修得状況

【27】入学年度を記入して下さい。

年度

【28】前学期までに修得した単位数をお聞きします。それぞれ記入して下さい。

必修科目	単位
選択必修科目	単位
選択科目	単位

御協力、ありがとうございました。

(5)「授業評価についての所感と対応」

授業アンケートの集計結果とアンケートへの教員からのフィードバックは、アンケート結果と合わせて、「授業評価についての所感と対応」として、科目ごとにシラバス・システムに掲載され、授業の中でも言及される。また、この結果の検討により、授業のやり方などの調整がなされる。

また、集計結果は教員全員に配布され、月1回、教授会のあとに開催されるFD懇談会の主題とされ、結果の点検と改善に向けた議論を行っている。

①授業アンケート（中間）に対する所感と対応

担当教員： 齋藤 善人 科目名： 民事訴訟法問題演習

	教員の重視度 ／科目特性	アンケート結果	所感と対応
【1】受け身の学修姿勢の改善，緊張感のある授業	A	4.5	
【2】学修意欲や学修上の興味や法曹を目指すモチベーションの喚起	C	4.2	学修意欲や法曹へのモチベーションの喚起について、意識して授業を組み立てる、あるいはそのような観点から格別な言及をされるといった配慮はしていないのが実状。かような動機付けは、実務家の先生方の授業において摘示されるのが、最も有効かつ適切であろう。授業の方法として、即日起案を多用するなど、受講生にとっては時として過大な負担を強いることにもなるが、授業設計者側の意図を十分に斟酌され、学修を継続されたい。
【3】基本的な法的知識の習得	B	4.2	本授業は、民訴の基礎理論教育の第2段階として、前学期の「民事訴訟法A／B」で既に修得した基礎的な法知識を用いての問題演習を旨とする。応用的色彩を帯びた事例問題の検討や、即日起案、レポート課題を組み合わせた授業設計だから、本来、基本的な知識の修得に格別に意を用いてはいない。ただ、起案後の検討／講評等の際し、知識を再確認する部分はあるかもしれない。あくまでも、副産物であるが…。
【4】法的思考能力の涵養	B	4.5	本項目も、本来は基礎理論教育の第1段階を担う「民事訴訟法A／B」の授業において、重視すべきものだが、本授業の場での応用的事例問題の検討や、起案の考察に際して、法的に思考すること／既構築済みの基礎的思考回路を抜きにすることはありえないことから、かような評価になったものと思われる。ただし、これも授業の結果生ずる副産物だろう。

【5】事実を把握したり、分析する能力の涵養	B	4.5	具体的な事実を把握し、分析する力は、民訴の応用教育の段階で修得されるものとする。直接的には、「民事訴訟実務の基礎」等の実務系科目ならびに「民事法総合問題演習」といった科目の学修内容が相俟って、かような能力が涵養されよう。その意味では、本授業は必ずしもこの項目を射程に入れているわけではないが、事例問題での演習であり、設問中で事実関係を動かした問いかけなどが含まれることもある。そういった点が評価に繋がったのではないか。
【6】法的議論をする能力の涵養	A	4.2	演習問題や起案課題への回答のためには、自己の考えを整理し、纏め上げる作業が必然。そのためには、自己の考えを他者に対して説明し、場合によっては他者を説得するなど、他者との議論を通じて醸成する過程を経るのが有効と考える。かかる観点から、この授業では本項目を重視する意図があるのだが、必ずしも思うような評価が得られたとはいえないのではないか。もう一段の改善の余地があろうか。とともに、受講生各位にも、自分の回答を構成し、肉付けする作業を徹底されることを期待したい。
【7】判例がない事案などに対応するための創造的思考力の涵養	C	4.3	本授業は、民訴の基礎理論教育の第2段階を担うものであり、その際、判例の正確な分析・把握を前提としている。ただ、判例を検討する場合に、その射程距離の及ばざる範囲を明らかにしたり、事実関係が動いたときに援用可能性があるかを考察したりする必要が生じることがある。この点で、創造性のある思考に係わるのかもしれない。ただ、かような学修目標に到達するのは、民訴の応用教育の段階、具体的には、「民事訴訟実務の基礎」や「民事法総合問題演習」等の科目の学修を経由してというのが本来である。
【8】法的文章作成能力の涵養	A	4.0	本授業で重視している項目。このアンケートの時点で、即日起案を2回、レポートを1回実施。だが、評価結果としては、意図したところとは乖離している。他の履修科目との兼ね合いもあろうが、即日起案に対応するための学修に相当程度の力を割けないということでは、心許ない。

総括&自由記載欄へのコメント

全体を鳥瞰すると、相当程度前向きな評価であるかのような外観を呈している。ただ、授業設計者側の意図するところ、評価との間に若干の齟齬が見受けられる。本授業が目的とするのは、正確な知識の修得やそれに基づく思考過程のトレーニングを第一義とした「民事訴訟法A/B」の学修を受けて、さらに民訴の基礎を確立すべく、問題演習と起案等の作業の反復により、回答に繋がる思考回路をプレゼンテーションでできること。かかる認識から、項目【6】と【8】を重視する。そうすると、項目【6】の評価は、選択肢5が3名、選択肢4が2名、選択肢2が1名であるが、これは設計者側の意図と十分合致しているだろうか。法的な議論を展開する効用は、自己の考えを咀嚼して整理し、他者に明確に伝わるように、時として他者を説得するように、回答を構成するトレーニングになる点にあり。したがって、その前提には、項目【4】

の法的思考回路の構築がある。してみると、項目【4】の評価は、選択肢5が3名、選択肢4が3名であり、これに連動して、【6】の結果になったものとも考えられようか。もう1つの重視項目たる【8】は、選択肢5が2名、選択肢4が3名、選択肢2が1名であり、こちらの意図とするところとまったくかけ離れている。設計者側としては、実のところ、【6】で涵養される能力を回答用紙上に表現することが【8】に繋がるものと考えており、受講生各位にあっても、かような意識で授業に参加されることを期待したい。

(ニューズ・レター21号から)

②授業アンケート（最終）に対する所感と対応

担当教員：南由介 科目名：刑法B

		教員の重視度 科目特性	アンケート結果 中間	アンケート結果 最終	所感
A 授業の雰囲気作り	【1】教員による受け身の学修姿勢の改善、緊張感のある授業	A	4.2	4.0	<p>【1】および【2】については、中間時より評価が若干低下しているが、他の項目と比較して、相対的に、一定の評価を得られたものと考えている。【1】に関しては、学生へ多数回質問を行うことによって、緊張感を維持することを心がけた。この点については、自由記載欄において、質問が急にきて驚くとの指摘がなされており、過度の緊張を強いていたというのなら気を付けなければならないが、質問を多用すること自体は有用であり、また、そのこと自体に対する指摘ではないものと思われる。今後とも継続していきたい。</p> <p>他方、【2】については、低い数値にとどまっているが、講義科目である本科目においては、2年次以降の演習科目で議論をするための武器となる基本的知識、基本的な法的概念の理解に重きを置いていることから、必要最低限度という意味での「暗記」（定義・判例・重要な学説の理解のための解説等）に時間を割き、単調な授業となって、延いては、モチベーションが上がらないという結果に至ったという点は否めない。扱わなければならない範囲も膨大であり、学修に疲労していることも一因であろう（本科目では、通常、大学法学部の4単位〔一般的には、個人的法益のみ〕あるいは8単位〔社会的法益、国家的法益も含む〕で扱っている量を3単位で扱わなければならない）。もっとも、十分に予習をすることによって、単調に感じられる授業も、予習内容を再確認するための能動的受講態度により、躍動感の感じられるものに変化し得ると思われ、学生の奮起を期待したい。この</p>
	【2】教員による学修意欲や学修上の興味や法曹を目指すモチベーションの喚起	A	3.8	3.5	

					点について、【21】の予習の量は【1】【2】の数値に概ね一致することが注目される。本科目では、学生は十分に予習をしていることを前提に進行している点からすると、相応な評価であったともいえよう。
B 涵養 すべき 能力	【3】教員による基本的な法的知識の習得への配慮	A	3.9	4.1	【3】については、基礎的部分を重視して講義を進行したことの評価が現れているものと考えられる。【4】については、中間時に比べ、かなり数値が低下している点が問題とされよう。その理由として考えられるのは、一つには、講義の前半で扱った個人的法益に関しては、重要性から、手厚く論じ、時間を割いた反面、後半の社会的法益、国家的法益に関しては、扱うべき問題の量の割には駆け足であったことがあげられよう。社会的法益、国家的法益については、法学部出身者においても、あまり授業で取り扱われないことからなじみが薄く、また、文書偽造罪や賄賂罪等、難解な法的議論がなされている箇所も少なくないことから、限られた時間では消化しきなかったという面もあったように思われる。より重要な一つの論点を丁寧に扱うことによって、ある程度は改善できると思われるが、他方で、扱うべき論点を扱うことができなくなってしまうという問題も生じ得るであろうことから、そのバランスを考慮して、改善に努めたい。【5】については、担当者としては特に重視しているわけではなく、2年次以降の演習科目への橋渡しの意味合いでの能力の涵養に努めているのにとどまるが、判例を頻繁に扱い、どのような事実に対して、どのような判断がなされたのか、判例を読むことによって、ある程度の能力が涵養されているとの評価がなされたものと思われる。一方、【6】【7】【8】は、担当者が重視していないことから、相応の結果が出ている。【6】の評価の落ち込みが激しいが、後半は質問・応答に時間が割けなかったことがそうさせたものと考えている。【8】に関しては、本科目においても配慮が皆無であるとすべきでないことから、1回ほどレポートを課した。もっとも、試験の出題スタイルから、また、1年次ということもあって、技術的な面を重視するのではなく、文章能力は劣ったとしても論点を的確に捉え、法的要件に事実をあてはめているかとの点を重視して試験の採点をしていることから、レポートの回数を1回にとどめている。【7】については、本講義では、全く念頭に置いていない。相応の評価である。
	【4】教員による法的思考能力の涵養への配慮	A	3.9	2.9	
	【5】教員による事実を把握したり、分析する能力の涵養への配慮	B	4.0	3.9	
	【6】教員による法的議論をする能力の涵養への配慮	C	3.2	2.4	
	【7】教員による判例がない事案などに対応するための創造的思考力の涵養への配慮	C	3.3	2.8	
	【8】教員による法的文章作成能力の涵養への配慮	C	3.3	2.8	

C 学生への配慮	【9】計画的授業進行と学生の理解度への配慮			3.5	【9】については、悩ましい側面がある。計画的に進めたならば、理解度に配慮しているとはいえ、理解度に配慮して進化したならば、おそらくは国家的法益を全く扱うことができず、社会的法益についても論じられない箇所が出てくるものと思われ、刑法各論として扱うべき内容を大幅に削らなければならなくなってしまうであろう。法科大学院の教育として、どちらが良いのか決めかねているのが現状である。
	【10】学生からの質問への対応			4.6	

D 学生の成果認識満足度	【11】基本的な法的知識の習得度の向上の成果	A		3.8	【11】については、自宅での予習・復習と講義を通じて、あわせて修得されるものであり、【21】【22】の結果と比較するならば、適切な数値であるものと思われる。【12】については、法的思考が身についたか否かは、なかなか実感できるものではないとも思われ、低評価ではあるものの、担当者としては、潜在的にはある程度の能力が身についているのではないかと考えている（ある事実を知っているという認識ではなく、思考そのものであることから、実感が無いものと思われる）。本科目では、全体を通して、判例の理解に時間を割いてきたが、判例を読むことによって、ある事実に対し判例がどのような判断をしたのか、論点や判断方法を把握し、理解することができるならば、概ね1年次で求められる法的思考能力は涵養されていると考えて良いように思われる。【13】～【16】については、相応の結果であると考えている。
	【12】法的思考能力の涵養成果の向上の成果	A		3.2	
	【13】事実を把握したり、分析する能力の涵養の向上の成果	B		3.6	
	【14】法的議論をする能力の涵養の向上の成果	C		3.0	
	【15】判例がない事案などに対応するための創造的思考力の涵養の向上の成果	C		2.9	

	【16】 法的文章作成能力の涵養の向上の成果	C		3.0	
--	------------------------	---	--	-----	--

E学生 による 取り組み 状況	【17】 学生自身は主体的／緊張感ある取り組みをしたか			4.0	<p>【17】 【20】については、【21】と関係して、担当者としてギャップを感じる（念のため付言するが、全ての学生がそうでないことは当然である）。予習にかけた時間につき、3以上が7名、2以下が3名である一方、【17】 【20】においては、2以下が0名である。他の科目の予習・復習にも時間がとられ、大変な思いの中で勉強をしていることは十分理解できるが、自己の中のレベルで、「頑張った」ということと、法科大学院の学生のレベルで、「頑張っている」ということは異なるという点を意識してもらいたい。【21】において2にマークするという事は、担当者としては、迷うことなく【17】 【20】において2以下にマークするはずであると考えている。本科目においては、もちろん、そのような学生を意識して授業を進行していない（そのような学生が本科目を受講し、成果が得られなかったとすれば、当然である）。猛省を促したい。他方、【21】において、3以上にマークした学生は、自分に対して限界を設けることなく、さらに上を目指して進んでいってもらいたい。担当者としては、4以上のマークを期待している。</p>
	【18】 学生自身のモチベーション向上の度合い			3.2	
	【19】 学生のこの科目の重視度			3.5	
	【20】 課題等への取り組み度合い			4.4	
	【21】 予習にかけた時間			3.0	
	【22】 復習にかけた時間			2.5	
	【23】 「所感と対応」を読んだか			3.6	
	【24】 「所感と対応」を読んで、学修への取組を改善したか			3.1	

		0	1	2	
F 学生からの見直しの要望 (件数)	【25】 時間通りの進行 (0 無記載 / 1 遅刻 / 2 延長)	4	0	6	【24】の延長の点については、次に他の科目の講義があるにもかかわらず(火曜4限)、何度も5分程度延長してしまっていた点で、支障が生じたものと思われ、反省とともに改善したい。他方、水曜2限後の延長については、支障が生じたと思っている学生がいたならば、法科大学院の学生としては失格であろう(水曜2限を念頭に延長の指摘をした学生がいないことを信じている)。【25】【26】については、扱う範囲との関係で、何とか収めようとした結果であり、いい訳ではあるが、理解して頂きたい(無論、改善すべき点には違いがないことから、気をつけたい)。【27】では、易しすぎるとの指摘がなされており、頼もしい限りである。本科目では、法学部等の学部で法学教育を受けていない、いわゆる純粋未修者も対象とした科目であり、また、学修にあたっては基礎が重要であると考えていることから、敢えて初歩的な事項についても言及するように心がけた。この点を理解して頂きたい。物足りなさを感じる場合には、必要に応じ、質問をしてもらいたい(また、講義終了後においても構わないので疑問をぶつけてもらえれば幸いである)。
	【26】 話すスピード(0 無記載 / 1 遅 / 2 速)	6	0	4	
	【27】 講義の進度(0 無記載 / 1 遅 / 2 速)	6	0	4	
	【28】 講義内容の水準(0 無記載 / 1 易 / 2 難)	9	1	0	

自由記載欄	<p>【29】 授業充実への要望(自由記載欄)</p> <p>刑法各論を3単位で行うには無理があるとの指摘がなされているが、先にも言及したように、通常、学部では、社会的法益・国家的法益を含めれば8単位で行われている授業を、いかに意欲の高い学生が受講する法科大学院であっても3単位で扱うには、率直なところ、無理があるように思われる(他の科目との比較においても刑法各論は特にそのような傾向にあるように感じられる)。その改善策として、考え得る方策は、一つには、扱う範囲を減らすということがあげられる。法科大学院の授業は法曹養成を目的としていることから、範囲を縮小することには直ちに首肯し得ない面があるが、自習のみで理解し得るであろう箇所については、講義内では省略し、重要論点を手厚く論じるという姿勢もあって良いように思われる。改善を模索したい(もっとも、省略した箇所について、試験範囲から外すという選択にはかなりの躊躇を感じる)。講義の最後がいつも駆け足であるとの指摘は、上述した点にも通じることであろう。気をつけたい。授業の後半には、教員の都合によって授業が進行し、学生が置いていかれているとの指摘も同様であると思われる。質問の意図がよく分からないことがあったとの指摘については、深く反省したい。これは担当者の能力不足ゆえの問題と考えている。学生が迷わない、的確な質問を心がけたい。もっとも、あいまいな質問でも、学生はそれを敷衍して返答することがあり、それによって担当者は学生の理解度をわかっているという面もあることを指摘しておきたい。</p>
-------	--

(3) 「試験問題，出題の趣旨と採点のポイント」の学生アンケート

当研究科は，成績評価の客観性・厳格性を確保するため，「成績評価総括」（試験問題・出題趣旨・採点のポイント（解答例を含む），成績分布表）を学生に開示し，かつ試験答案の複本を学生に確実に返還するシステムを採用している。このための諸規則・申合せも作成している（「鹿児島大学大学院司法政策研究科の進級要件の申合せ」（平成21年1月14日教授会決定），「成績評価に関する申合せ」（平成20年12月10日教授会決定），「定期試験答案の保管に関する申合せ」（平成17年11月24日教授会決定），「司法政策研究科における試験答案等の取扱いに関する申合せ」（平成22年2月10日教授会決定）など）。なお，法律基本科目に関しては，厳格な成績評価を担保するため，「定期試験点数分布表」・「成績評価の根拠資料」を作成している。

このシステムを十全に機能させるために，平成22年度から，「学期末試験，出題の趣旨/採点のポイント」のアンケートを実施している。しかしこのアンケートの回収率は低い。平成23年度前期の回収率は15.24%であった。このため，有意な分析はしにくい状況にある。回収率が低い原因は，試験結果の発表後に，学生自身が出題趣旨や解答例を下に改めて学習をしないと回答できないという性質をもっていること，また成績評価基準が明瞭に示されるため学生の満足度が比較的高いことにあるように思われる。しかし，回収率の低さは試験問題を出題趣旨・採点のポイント・解答例を含めて見直しするという姿勢が学生に欠けていることを意味している可能性もあり，危惧される。学生には，当研究科が提供するあらゆる機会・ツールを逃すことなく勉学に励む姿勢が求められる。

(1) 試験答案の複本返却時に公表される出題趣旨の例

出題趣旨と解答のポイント(憲法A)

(出題趣旨)

授業で扱った「箕面市忠魂碑訴訟」の事例を使って，地方公共団体と宗教とのかかわりをどのように考えるか，について解答させる設問である。実際に裁判となり，第1審は違憲，控訴審・上告審は合憲と見解が分かれた事例であり，それほど難しい問題ではないと思う。結論を「合憲」として公金支出を適法としてもよし，「違憲」として公金支出を違法としてもよし。ただし，答案で重視したのは，「参考資料」等でこれまでの歴史や経緯が書かれているのだから，そこからできるだけ自分の結論を正当化する事実を見つけ出すことができたかどうかである。

最高裁が審査基準としては「目的・効果」基準を採用していることは最低限の知識として知っていることを前提として，この「目的」「効果」を，いろいろな事実からどのように認定するかが問われる。しかし，この「目的・効果」基準をしっかりと説明できている答案は少なかった。ここは，市側の主張あるいは私見で，「目的・効果」基準，その「あてはめ」ができていないと高得点になりません。

参考資料の中に，建設業者が「脱魂式」「入魂式」をしたことが書かれていましたので，市が業者の行為を放置した違法性を争うという主張をたてて，それに対する市側の主張，私見を書いていた答案が複数ありました市が，この儀式に公金を援助した事実があればともかく，住民訴訟（公金の不当な支出を問題にする）では，むずかしいのでは。市側とすれば，業者が工事の安全等を考慮して，私的に執り行ったもので，市側とは無関係と主張するでしょう（実際，テレビなどをみていると，公的施設の建設にあたって，「鍬入れ」式みたいなことをやっている事例も多いのですが，津市地鎮祭訴訟の効果もあって，市側がその式の資金を負担していることはないようです）。むしろ，この事実は，違憲を主張するさいに，忠魂碑が宗教的な性格をもっていることを立証するために使える事実なのではないでしょうか。

(答案の構成案)

1. Xの主張

住民訴訟なので、公金支出および市有地の無償貸与が憲法20条1項、3項、及び89条に違反しているという主張をする。政教分離原則が問題なのだから、Xは、「厳格分離」原則の考え方、あるいは「目的・効果」+「過度の関わり合い」基準などを使って、公金支出および市有地の無償貸与がこの原則・基準からして違憲であることを述べる。

2. 市側の主張

市側として、一番説得的な主張は何か、を考えてみてください。公立学校の運動場の拡大、及び戦没者遺族に対する支援(遺族年金などの同様)という目的は宗教的なものでなく、公行政の実施という世俗的な目的としてなされ、効果としてもあくまで戦没者遺族に対する支援という非宗教的な効果を有するに過ぎないのだから、憲法89条、20条に違反しないと主張する。

3. 私見、

ここでは、自分の考えにしたいが、基準→あてはめ→結論と説明してください。

「目的・効果」基準を使って、説明するのが普通の方法でしょう。

(感想)

最高裁の結論を知っていたせいか、合憲とした答案が多かったのですが、合憲とするなら「参考資料」等で書かれている忠魂碑の宗教的な性格等をどれだけ否定して、合憲とする結論を導き出しているのか、その説得力がどれだけあるかで加点・減点しました(合憲だから減点したことはありません)。しかし、あまりうまく説明できている答案はありませんでした。今回、「A」評価の答案はありませんでした。

総体的には、「遺族会は宗教団体ではない」ということで合憲ともってくる答案が多くて、おそらく最高裁判決にしたがってなにしろ書かなくてはと感じたのだろうなと思いました。第1審判決は、遺族会の非宗教性もみとめつつ「本件忠魂碑は、現実の取扱い方からみても、忠魂碑自体のもつ社会的評価の点からみても、右のような宗教上の観念に基づく礼拝の対象物となっており、宗教上の行為に利用される宗教施設であるというほかはない。」として違憲としました。合憲とする側は、こうした事実認定に対して、宗教的施設でないとする主張を正当化する事実を見つけだしてください。その主張がいきすぎて、忠魂碑は公共の施設だと説明していた答案もありましたが、戦前ならいざしらず、現憲法の下では、それは通らないでしょう。こういう答案を書くと、減点されてしまいます。

それなら、むしろ違憲判決で書いた方が書きやすかったかも。

試験問題を出してみても感じたことですが、毎年8月に靖国神社への大臣の参拝が話題になりますが、新聞で読んだことないですか。みなさんの答案を読んでいると、そういう事柄についてほとんど関心がない人が多いんだなということが伝わってきました。憲法の場合は、社会で話題になっている事案が多いので、日頃から新聞等で憲法のどういう争点が社会的な問題になっているか、関心をもって読んでおく習慣をつけておくことも重要です。日頃から、そういう記事を読んで「人権感覚」を養っておくことは、弁護士になってからだけでなく、憲法の答案作成にも役立ちます。

【採点のポイントの記載例：刑事訴訟法A】

◇第2問 配点50点

配点50点のうち、法解釈の展開に20点、事実への適用に20点、文章全体の構成・表現（論理的な文章）に10点を配置した。

接見指定の適法性が問われた第2問については、まず、適用条文（刑訴法39条3項）を明らかにしたうえで、そこから指定の要件（①捜査のため必要であること、②防禦の準備を不当に制限しないこと）を抽出しなければならない。そのうえで、各要件をどのように解釈すべきかを明らかにする。その際、接見指定の要件については、すでに最高裁の判例が固まっており、下級審も含めた法運用が固定的になされている以上、それを前提に議論を進めることになる（この点は、レポート執筆において指示したのと同様である）。

まず、①捜査のため必要であることについては、最判平成3年5月10日民集45巻5号919頁、最大判平成11年3月24日民集53巻3号514頁などによって、取調べの中断等により捜査に顕著な支障が生ずる場合で、具体的に現に被疑者を取調中、あるいは、取調べの間近で確実な予定があるときなどに限定されるとの立場（準限定説）の立場が明らかになった。そこで、本件においてもこの規範に従って、Xの取調べ状況となど具体的な事情を考慮することになる。接見申し入れの時点において、その20分後に取調べの開始が予定され、15分後には身柄を取調室に移す旨の指示が出ていた。また、実際にその予定のとおり、取調べは開始されている。これらの具体的な事実を挙げながら、取調べの間近で確実な予定があったことを肯定することになる。

次に、②防禦の準備を不当に制限するものであるか否かについては、最判平成12年6月13日民集54巻5号1635頁が参考になる。この事案では、被疑者が逮捕後、弁護人となろうとする者との初回の接見を求めている場合には、その防禦上の重要性に鑑みて、「即時または近接した時点での接見を認めても接見の時間を指定すれば捜査に顕著な支障が生じるのを避けることが可能かどうかを検討し、これが可能であるときは、…（略）…比較的短時間であっても、時間を指定した上で即日または近接した時点での接見を認めるべき」だとしており、可能であるのにこれが認められずれば、防禦の準備を不当に制限することになると判示した。

これを前提に本件をみると、本件のC弁護士も、Xと最初の接見を求めているものである。そして、取調べの経過を見ると、接見の申し入れをした時点では、間近な予定こそあるものの、いまだ取調べは開始しておらず、身柄もまだ取調室へ移されていない。

そうだとすれば、取調べの開始予定を遅らせて接見を認めることも可能であろう。また、取調べは6時に終わって夕食時間が予定されているのだから、接見の日時をこの時間帯に指定することも可能である。夕食後にも取調べの予定があったとしても、結局は捜査官の都合により中止されたのであるから、たとえば接見を優先したために夕食の時間が延びてその後の取調べの開始が遅れたとしても、捜査の顕著な支障とは言えないだろう。このように考えれば、本件における接見指定は、防禦の準備を不当に制限するものとみることができ、本件の指定は刑訴法39条3項但し書きに違反するものとして、違法と結論づけるのが妥当であろう。

ところで、本件のC弁護士は、確かにXとの初回接見を希望している。しかし、事案をみると、X自身は、すでに派遣された当番弁護士との面会を済ませており、その際、被疑者として基本的なアドバイスは、すでに得ていたとみることもできよう。さらに、平成12年判例が逮捕後の初回接見であったのに対し、本件でのC弁護士は、裁判官による勾留質問等を経て、勾留された後に接見を求めている。こうした事案の違いは、平成12年判例の論理を本件事案に適用するうえで、何らかの意味をもつであろうか。結論としては、C弁護士にとっての初回接見の意義の大きさは変わらないであろうから、本件も平成12年判例と同様に考えることができるだろう。ただ、こうした事実の違いを指摘したうえで、それでもな

お平成 12 判例の射程内に本件事案があることを論証したうえで判例法理を引用することができれば、その答えは極めて高く評価される。2 通ほどあった。

【3】採点を終えて／成績評価雑感＜民事訴訟法問題演習＞

1) 試験の得点分布をみると、37 点が 1 名、36 点が 2 名、35 点が 2 名、34 点が 1 名、30 点が 1 名。受験者 7 名中 6 名が 80% を超える得点であり、この試験結果だけを見ると、相当程度の学修成果が達成されたかの観を呈している。また、プロセス評価も高く、授業現場での検討議論への積極的な係わり方や、問いかけに対する回答内容から、各受講生に加点した。反面、ある程度の得点が想定されたレポートについては、予想に反して低調だったといえよう。17 点が 1 名、16 点が 2 名、11 点が 3 名、9 点が 1 名。さらに、即日起案は苦戦したようである。23 点が 1 名、18 点が 1 名、16 点が 1 名、13 点が 2 名、10 点が 2 名。とくに、1 回めの起案（一部請求と弁済の抗弁）と 5 回目の起案（共同訴訟人の 1 人がした本訴請求の認諾と中間確認請求の放棄の処遇）は、全体的に不出来だった。日程によっては他の科目の起案やレポートと重複することがあったようであり、十分な準備ができなかったとの事情があったにせよ、即日起案は、事前に電子シラバス上に、出題範囲を示して実施する形態だったのだから、率直に言って残念な結果であった。

2) この科目の履修によって、受講生各位にとっては、もう「民事訴訟法」を冠した名称の科目はない。科目として民事訴訟法を単独で学修する機会は、この科目が最後であり、後は受講生各位の自学自修に委ねられる。もちろん、2 年次後期配当の「民事訴訟実務の基礎 A」、3 年次前期配当の「民事法総合問題演習 A」、3 年次後期配当の「民事訴訟実務の基礎 B」といった科目を通じて、民事訴訟法についても、その学修の仕上げの段階に入るのであるが、基礎理論教育にそれ程の時間を割くことはないだろう。その意味で、受講生各位には、改めて、条文／テキスト／百選を中心に、基本的理解を磐石なものとなれんことを切に希望したい。

(2) アンケートの内容

平成 23 年度 前期

「学期末試験」「出題の趣旨／採点のポイント」についてのアンケート

〔法律基本科目・司法試験選択科目用〕

アンケートの目的：このアンケートは、授業改善を目的として、教員の授業技法の効果や、みなさんの学修状況を把握するためなどに、実施されるものです。ご協力をお願いします。

アンケートの扱い：アンケートは回収後、次のように扱われます。

- (1) 回収したアンケート原本は、事務担当者が集計を行うためのみに利用し、担当教員には開示しません。
- (2) 事務担当者は、すみやかに担当教員に集計結果と自由記載欄の記載一覧を提供し授業改善に役立てるとともに、さらにそれを月 1 回開催している直近のFD活動で全教員に配布し、授業方法・技術、良質な教材の作成のための検討の参考にします。
- (3) 以前に同一教員が当該科目の担当をしている場合、履修登録までに、シラバスシステム上に前回のアンケート結果として開示します。

注 意：教育方法の検討の便宜から、学修状況についての質問などが入っていますが、記載したくない部分は、空欄でも結構です。科目名、担当教員名は、必ず記載してください。

科目名

担当教員

〔試験について〕

【1】試験問題は、講義内容を発展させて、回答できるものでしたか？

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

【2】回答時、試験問題は、下記の項目をどの程度重視したものでしたか？

○基本的な法的知識や体系的理解を重視。

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

○法的思考能力を重視

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

○事案の事実を把握したり分析する能力を重視

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

〔「出題の趣旨／採点のポイント」について〕

【3】「出題の趣旨／採点のポイント」は、それを利用することで、答案をより良いものにし直すことができるものでしたか。

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

【4】これまでの質問への回答に際して、より正確に伝えたいことがあれば書いて下さい。【1】～【3】で「1」をつけた人は、その事情をより具体的に記載して下さい。（書ききれない場合、次ページや裏面も利用して下さい。）

(参考) 鹿児島大学大学院司法政策研究科における試験答案等の取扱いに関する申合せ (平成 22 年 2 月 10 日教授会決定)

この申合せは、鹿児島大学大学院司法政策研究科における学生の成績開示請求及び異議申立てに関する規則 (平成 22 年司研規第 1 号) 第 7 条の規定に基づき、試験答案等の取扱いに関し、必要な事項を定める。

第 1 試験答案等

この申合せで規定する試験答案等とは、学期末試験、追試験、再試験及び最終試験 (論述試験) の答案とする。

第 2 試験答案の返却等

- (1) 試験答案は、成績発表後速やかにその複本を、当該学生に返却するものとする。
- (2) 試験問題 (学期末試験、追試験、再試験及び最終試験 (論述試験))、出題趣旨、採点基準は、成績発表後速やかに公表するものとする。

第 3 試験答案の管理

- (1) 授業科目担当教員は、試験成績提出期限から 1 週間以内に、試験答案原本を文書管理担当者に引き継ぐものとする。ただし、本学の非専任教員については、この限りではない。
- (2) 授業科目担当教員が、学生指導上、試験答案の複本を必要とするときは、当該教員の責任において複写を行ったうえで研究室において管理する。
- (3) 授業科目担当教員が、試験答案原本を文書管理担当者に引き継いだ後、当該原本が必要となったときは、文書管理担当者から受領し、使用後はすみやかに返還するものとする。

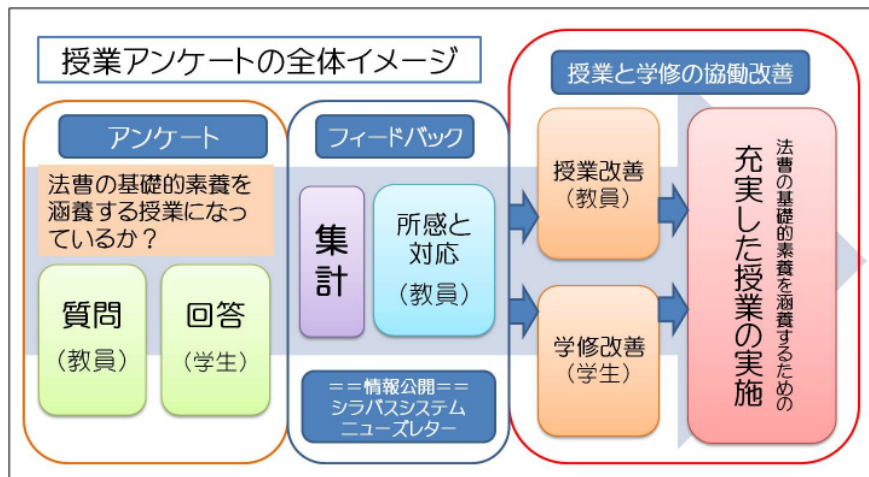
附則

この申し合わせは、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

(6) PDCA を意識した「授業と学修の協働改善」

授業改善の取り組みは、継続的に実施することに意味があるが、それは教員のみではなく共通の目標に取り組んでいる学生の取り組みも重要な要素となる。本学の授業アンケートを中核とする取り組みでは、教員の授業技術や内容の改善のみならず、学生の学修改善にも PDCA のサイクルを意識できるよう、授業アンケートの取り組みの全体像をニュース・レターなどに紹介し、問題意識の喚起に努めている。

【授業アンケートの全体イメージ】



5. 授業公開／授業参観

(1) 授業公開／授業参観などの取り組み

アンケートを用いたコミュニケーションのほかの授業改善の取り組みには、①公開授業・授業研究の実施、②授業参観の実施、③連携授業の取り組みや研修・プロジェクトへの参加などの取り組みなどがある。平成 21 年度以来、映像配信システムを利用することによって、学内であれば随時、自らの授業や他の教員の授業を視聴でき、より多くの授業を、効率的に見ることができるようになっている。

(2) 公開授業／授業研究の実施

公開授業と授業研究は、公法系、民事系、刑事系、実務系、基礎法・隣接科目系から、各 1 科目程度を公開授業対象科目として指定し、専任教員全員が授業参観を行う。公開授業はビデオに収録され、欠席教員にも DVD に収録されたものが配布され、それを視聴の上で、FD 懇談会に参加している。

後日、定例の FD 懇談会の時間に、当該公開授業についての授業研究が実施され、担当教員の所感、他の教員からのコメントを素材に、授業改善のための検討が行われている。平成 21 年度に、焦点があてられた点として、学修効果の面から見た授業方法と予習・復習の関係、学生の認識における予習・復習負担と学修効果の検討、基礎科目・演習科目・総合問題演習といった各レベルの科目での成績評価のあり方、ソクラティック・メソッドの効果的な採用方法などを挙げる事ができる。

(3) 授業参観の実施

当研究科では、各教員は毎学期 1 回以上の授業参観をすることが義務づけられている。公開授業として実施することもあるが、参観者の任意の時間帯に授業を参観してもよいことになっている。授業を参観した際は、授業参観報告書を提出することとなっており、毎学期、授業参観報告書は 1 本にまとめた上で全教員に配布される。

平成 23 年度前期は、20 通（九大の授業参観報告書 3 通を含む）の授業参観報告書が提出されている。

(1) 鹿児島大学法科大学院授業参観報告書 報告者 前田 稔

参観日時 及び時限	平成 23 年 6 月 6 日 4 限		
授業担当者	小 栗 實 教授		
授業科目名	公法総合問題演習 A		
対象学年	3 年	受講学生数	8 名
教室	総合教育研究棟 201 号教室		
講義内容の概要	在外日本人国民審査権確認等請求事件に関する演習問題の検討		
教材・授業の進め方・課題・学生の反応等、気が付いた点	<p>前回の講義において実施された演習問題について、関連する最高裁判例、直近の東京地裁判決についての検討を加え、国民審査に関する憲法条文等法令に関する院生の理解を図ると共に、裁判所の判断のポイントにつき院生との間における質問、応答を通じて院生の思考能力の涵養をはかる講義となっている。</p> <p>又、院生の作成した答案について、個々の院生毎に問題点を指摘し、選挙権と国民審査権との相違点、又、国民投票権との相違点等の理解を深めさせ、具体的にどのような技術的問題（投票方式）が内在し、憲法問題となっているのかを修得させる講義方式である。院生の応答内容からも、講義について十分な理解をしていることが窺えた。</p>		
授業参観を行って参考になったこと。	<p>院生の応答に対し、その主張に問題点が存在する場合でも、直ちに排斥することなく、その法的根拠等を質問することにより、院生自らに自己の主張の問題点を気づかせる講義であり、この点については、実務家は、通説・判例以外の考え方については厳しくその問題点を指摘する傾向があるのではないかと自戒するところであり、大変参考になった。又、院生の独自の視点からの主張についても、種々の考え方があることを前提として、やさしく指導をしておられるという印象を受けた。</p>		
その他（授業参観に関するご意見、ご感想等を自由にお書きください。）	<p>講義用資料として最高裁判例、直近の東京地裁判決のみならず、院生の憲法問題に対する興味を喚起する目的ではないかと思われるが、南日本新聞等に掲載された君が代起立命令に関する最高裁の合憲判断についての新聞記事を配布する等している点は、院生が社会的な動きに関心を持つことなく学修に埋没することを避ける為に必要であると感じた。これは、私の講義で、指宿市内で発生した2項強盗殺人に関する質問を院生にしたところ、院生は新聞を読んでおらず、どのような事案であるのか、何が問題であるのかということ全く理解していないということに気づいた場面があり、今後は、講義に際し、資料として新聞記事を配布し、院生に興味を抱かせることによる学修内容との連動を図りたいと思う。</p>		

(2) 鹿児島大学法科大学院授業参観報告書 報告者 米田 憲市

参観日時及び 時限	平成 23 年 7 月 26 日 4 限		
授業担当者	志田 惣一 教授		
授業科目名	商 法 B		
対象学年	2 年	受講学生数	7 名
教室	201 号教室		
講義内容の概要	【授業開始後 30 分後より参観】 ・前期の講義全体をふり返り、学生からの質問をベースに進行。 ・第三者に対する取締役の責任などがテーマとなった。		
教材・授業の進め方・ 課題・学生の反応等、 気が付いた点	・学生からの質問への対応で、学生が発した質問の出発点を、その論点の出発点である条文の文言と条文同士の関係に立ち戻って、他の学生を交えながら、確認していく回答スタンスが印象に残った。 ・1人の学生の質問に対して、他の学生が、質問者や出発点から回答に向けての理論をたどる教員の議論に同期して反応していた。		
授業参観を行って参考 になったこと。	学生の質問を、質問した学生に対してだけではなく、論点として捉え直し、基本に立ちかえて、他の学生を巻き込んで、体系的に整理したかたちで回答する姿勢は大変参考になった。特に学生が、その流れに同期して他の学生の突発的な質問であるにもかかわらずフォローしようとする姿勢が見られ、この技法の効果を実感した。 質問して学生が答えられなかったときに、どの程度待つのかについて、教員の心配りがあり、学生が流れの変化にも対応できており、教員／学生の講義運営・参加に余裕が感じられ、学生からの信頼確保が成功裏になされていることがよくわかった。		
その他			

各教員は、この授業参観と他の教員による自己の授業参観報告書を通して授業改善に役立っている。

平成 20 年度以降は、各科目每学期 1 回のビデオ撮影の義務化など新たな取り組みを始めた。他人または自己の授業ビデオを視聴しての授業改善も試みている。

(4) ビデオ映像のサーバー発信

平成 21 年度以来，平成 20 年度末に導入したビデオ映像の配信サーバーに，従前収録していたビデオをアップロードするとともに，各学期 1 回の映像収録を義務づけ，FD 活動に活用している。

アップロードされている映像は，教室の背後からの教員のパフォーマンスの映像だけではなく，前方から学生のパフォーマンスを収録し，そのふたつを編集したものである。このことによって，授業全体の緊張感，授業そのものの進行の工夫の効果を把握することができる。これを用いて，より多くの授業の事情を教員組織全体として把握し，授業改善に役立てることができる。

【自己の授業ビデオ視聴報告書】 報告者 齋藤 善人

参観日時及び 時限	平成 23 年 6 月 9 日 (木) 4 限		
授業担当者	齋藤 善人		
授業科目名	民事訴訟法 A		
対象学年	1 年	受講学生数	13 名 (履修者 12 名，聴講者 1 名)
教室	総合教育研究棟 201		
講義内容の概要	電子シラバス「講義計画と記録」のページ，第 9 講【訴えの利益(1)】に掲載のケース 1 につき，Q1-1 (遺言無効確認の訴えの利益) の考察・検討解題。まず，「訴えの利益」概念につき，総論的に概観。広義の訴えの利益 (請求適格) / 狭義の訴えの利益 (権利保護の利益)。前者に関し，「法律上の争訟」の復習。次に，「確認の利益」につき，その定義と判定基準を明らかに。後者の 1 つについて，簡単な事例で具体的に考察。2 つめの基準につき，原則的な考え方 (確認対象は現在の法律関係) を指摘。これに関連して，「事実の確認」を認める 134 条に言及。さらに，「過去の法律関係」に関し，最判昭和 45. 7. 15 / 百選 A10 の法廷意見と補足意見を検討。以上の考察を踏まえて，Q1-1 へ。そこでは，主に，最判昭和 47. 2. 15 / 百選 23 の評価を議論。		
教材・授業の進め方・ 課題・学生の反応等， 気が付いた点	タイムスケジュール的には，上記「講義内容の概要」に照らすと，①「訴えの利益」の総論的概観の部分で 12 分程度，②「確認の利益」の定義や 1 つめの判定基準で 16 分程度。ここまでで講義開始からおよそ 30 分。③「確認の対象」に関し，原則的な考え方とその例外についてで 15 分ほど。④最判昭和 45 に 15 分程度。ここまでで開始からおよそ 1 時間。残りの時間で，⑤最判昭和 47。そして，①～⑤のテーマ毎に，主に 1 人ずつ (計 5 名)，質疑応答で進行。それぞれ，定義等の初歩的な事項の確認から始まって，順次応用発展的な問いや，派生的な問いへ。一問一答的に推移するのではなく，1 人に対して，様々な問いを発することで曖昧な部分の自覚を促したり，理解の至らざる部分を明らかにしつつ，他の受講生にも示唆を与える狙い。それゆえ，ある程度の時間がかかることはやむを得ないし，沈黙が支配する状況も生じ，スムーズな授業進行とはならない懸念もある。その原因の一端が，受講生各位の授業に対する準備不十分にあることは言を俟たない。ただ，今回の授業ビデオを見る限り，かような懸念は杞憂の感。①～⑤の 5 名 (関連質問を含めると 6 名か) は，問いかけに対し		

	<p>相応の回答を示しており、著しく逸脱した論旨も見受けられず、授業の進行としても、ある程度整理され、流れがあったのではないかと。確かに、今回の授業は、「訴えの利益」の最初の回なので、基本概念の整理など総論的な検討の部分が多く占めていたため、教科書的な理解で対応しえたとの事情もあろう。ただ、具体的な事例問題の検討解題を旨とする授業回であっても、準備予習すべき範囲を的確に提示すれば、十分双方向に耐える授業設計が可能ではないか。電子シラバスの「講義計画と記録」のページにある「論点と考えるヒント」は、その一助の趣旨であり、ヘッドライン的に予習すべき事柄が提示されたものであるから、これをテキスト等にあたっていれば、授業の場で議論の方向を見失うことはないだろう。なお、テキストの把握という観点から、質疑応答に際し、テキストの該当箇所の指摘、ならびにその読み方の確認作業を行っている。</p>
<p>授業参観を行って参考になったこと。</p>	<p>どのような授業設計を是とし、推進すべきか。いまだに悩みが尽きることはない。「予習→授業→復習」という学修サイクルで、最も重要なのは、「授業」。毎回の授業の場で、受講生が「わかった」という実感を得、その授業に参加したことで満足感を抱けるようならば、成功とっていいだろう。かような授業の積み重ねが、やがては最終目標の達成に繋がると思われる。ただ、授業がかような形で奏功するには、受講生の側にもそれなりの準備を求めたい。単に受動的な立場に甘んじ、講義中に流れてくる情報を受け取るだけの姿勢に終始し、受容できなかった部分は復習で補おうというのでは、いかに優れた授業であっても、その効用は十分に活かされるとはいえない。授業を重視するならば、事前の準備、つまり予習は不可欠と考える。ただし、予習の範囲については、これを適切な範囲に限定し、量的にも時間的にも過重にならない配慮が必要だし、予習の内容が、授業の場で実際に検証される機会がなければならない。もちろん、そのような配慮をした積りであっても、なお、授業で消化不良が生ずる可能性は皆無ではない。とりわけ、1人の受講生に対し、「問い→回答→問い→…」と反復し、理解を助長する狙いで質疑応答に時間を割く授業の場合、与えられる情報量は、レクチャー型の授業に比し、相当程度少なくなる。授業で扱う論点は、かなり絞り込まざるをえない。ただ、消化不良の可能性という点では、レクチャー型であっても、1回の授業に多くの情報を詰め込めば同様だろう。やはり、1回の授業で扱う内容の精選が必要。抽象的にいえば、枝葉の議論に立ち入るのではなく、幹あるいは根に相当する議論を理解するための授業でありたい。</p>

(5) 連携授業の取り組みや研修・プロジェクトへの参加などの取り組み

当研究科は、九州・沖縄4大学教育連携に参加し、共同開講の科目を展開している。この取り組みの対象となっている科目の担当教員は、他大学の教員との授業内容や授業方法の打合せや検討を通じて、自らの取り組みの点検と研鑽の機会を得ている。

平成23年度は、平成21年度から実施している九州大学法科大学院の授業を参観するプロジェクトを継続している。前期は3名の教員が参加した。

なお、民法の財産法分野をのぞいては、各法律分野の担当教員が1名で構成されているため、科目毎のFD活動という点では課題がある。この課題を克服するために、公法総合問題演習A、同B、民事法総合問題演習A、同B、刑事訴訟法問題演習2、刑事法総合問題演習A、同Bといった、総合問題演習科目の性格を有する科目の担当教員の会合で、科目系毎で教育内容や教育方法の議論を行っている。さらに、九州大学における授業参観と意見交換、九州大学への授業参観報告書の提出という形で、他大学との共同FDを実施している。

また、名古屋大学を中心とするPSIMプロジェクトに参加しており、実習科目の教材開発や共有の共同的取り組みの中で、実習科目で扱う教材や教育方法の改善の契機を得ている。

その他、各種シンポジウムなどによる研修を奨励しており、平成23年度前期は、「法曹養成過程における実務導入教育の内容・方法についての意見交換会」（日弁連主催）に実務家教員が参加した。

6. 映像配信システム（Media Patio）

平成20年度後期より、講義映像配信システム～Media Patio～を導入した。

これにより、Web上にて講義映像を配信するシステムで、学内であればどこからでもアクセスが可能であり、いつでも映像を視聴することができる。

（1）用途

このシステムを使い、専任教員に対して各学期1度ずつ義務づけられている授業収録にて収録された講義映像を、教員向けに配信している。

教員はFD活動の一環として、この配信システムを利用し、自己の講義の内容・運営等を検討、または他教員の授業を参観し授業改善に役立てている。

（2）配信内容

前述したとおり、専任教員には各学期1度ずつの授業収録が義務づけられている。

収録は、教員のパフォーマンス全体が見渡せる様、教壇全体を収録すると共に、法科大学院教育の特色である双方向授業を意識し、学生のパフォーマンスも同時に収録される。

収録後、映像は速やかに編集され、2分割された画面で教員・学生それぞれのパフォーマンスを同時に確認することができる。

また、アクセス先である「講義映像配信システム特設サイト」では、当該授業の電子シラバス掲載内容や授業資料等、各種データを閲覧することができ、より円滑なシステム利用を可能にしている。

7. ニュース・レター

平成21年12月7日、鹿児島大学法科大学院ニュース・レター第1号「KULS ニュース・レター VOL. 1」が発行された。

ニュース・レターは、A3サイズの用紙に両面刷りで印刷され、第1号発行以降、毎月1回のペースで発行されており、平成23年度前期は、第19号（平成23年4月11日発行）から第24号（平成24年9月14日発行）まで発行された。

（1）コンテンツ

ニュース・レターのコンテンツは、多岐に渡るものであるが、基本的には在学院生に向けた情報発信が主要目的であるが故、主に新司法試験論文式試験・各分野の解説（新司法試験関連）、新カリキュラムや各種制度のアナウンス、講演会等の行事報告、FD活動報告、各種コラム等となっている。

1号あたり、4つほどのコンテンツが掲載されている。

（2）配布

配布は、院生各自のデスクへ一部ずつ直接配布される他、法科大学院教員、法文学部法政策学科教員へも配布されている。また、法文学部事務局各係にも回覧という形で配布を行っている。

それ以外にも、希望者は総合教育研究棟7階、司法政策研究センターにて配布を受けることができる。なお、鹿児島大学法科大学院ホームページ上でも、PDFデータにて閲覧が可能である。

8. 終わりに

司法政策研究科のFD活動は、研究科の設置以来着実な取り組みが行われ、平成20年以降、授業アンケートの改善やビデオ収録の導入など、新たなステージでの取り組みを行ってきた。そこで見いだされていたのは、教員の授業改善が真にその成果を上げるには、学生との協働がなければならないということである。すなわち、FD活動は、FD活動をすることが目的ではなく、有為な人材を養成するという大きな目標を達成する数ある方法の1つに過ぎない。しかし、いずれの取り組みも、教員の取り組みの改善という成果の投げかけに、学生の学修が呼応する、すなわちFD活動は学生との応答が成立しなければならない。

そこで、平成22年度からは、FD活動そのものに共通の問題意識を持つことを目指して、スローガンを設けることとして、「授業と学修の協働改善」をスローガンとして、教員・学生にFD活動の目標の周知を図ることにした。しかし、思ったような成果を達成することは、いうまでもなく、容易ではないというのが実感であり、FD活動の個々の取り組みが即効性を持つわけではないことを実感している。

当研究科は、教育面での自己評価方法として、PDCAサイクルの考え方を強く意識してきた。このため、学生による授業評価アンケートも学期中に2回実施し、その結果とともに教員からの「所感と対応」も、学期中に2回、学生に返してきた。平成23年度は、FD報告書も学期単位で取りまとめて、迅速に公開することとした。今後も、PDCAサイクルを意識して、現在の取り組みと到達水準を明確にしながら、学生の学修姿勢の改善を含む、組織としてより高度な到達水準を目指すこととなろう。

(資料1) 鹿児島大学大学院司法政策研究科教育活動点検評価委員会規則（平成20年司研規則第7号平成20年12月10日）

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島大学大学院司法政策研究科組織運営規則(平成20年司研規則第2号)第7条第2号に規定する教育活動点検評価委員会(以下「FD委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 FD委員会は、次に掲げる事項について審議し実施する。

- (1) 司法政策研究科において実施するファカルティ・ディベロップメントに関すること。
- (2) 国立大学法人鹿児島大学ファカルティ・ディベロップメント委員会から付託された事項に関すること。
- (3) 司法政策研究科委員会から付託された事項に関すること。
- (4) その他委員会が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 FD委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 副研究科長 (2) 教務委員会から選出された委員1名 (3) 実務家教員から選出された委員1名 (4) 公法系, 民事系及び刑事系教員から選出された委員各1名 (5) その他研究科長が必要と認めた者2前項第2号から第4号の委員の任期は1年とし, 再任を妨げない。ただし, 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は, 前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き, あらかじめ研究科長が指名する副研究科長をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し, その議長となる。委員長に事故があるときは, あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は, 過半数の出席により成立し, 議事は出席した委員の過半数の賛成をもって決する。

(事務)

第6条 委員会の事務は, 法文学部大学院係において行う。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか, 委員会に関し必要な事項は, 別に定める。

附則 この規則は, 平成20年12月10日から施行する。

[制定理由] 大学院司法政策研究科における教育活動点検評価をより充実するため, 組織及び運営に関し明確化するための規則の制定である。

(資料 2)

教育活動点検評価の実施に関する申合せ

平成 20 年 12 月 10 日

教授会 決定

この申合せは, 鹿児島大学大学院司法政策研究科教育活動点検評価委員会規則(平成20年司研規則第7号)第7条の規定に基づき, 教育活動点検評価委員会の活動に関し, 必要な事項を定める。

第1 教育活動点検評価委員会は, 次の事項を実施する。

(1) 教育活動点検(以下, 「FD」という。)活動の年間計画に関する事項

- ① 授業アンケート及び「教員調査(授業アンケートへの対応)」を実施し, その結果をFD懇談会で検討すること。
- ② 授業参観を企画・実施し, 当該授業参観報告書の点検し教授会に報告すること。
- ③ 授業参観や収録映像等に基づく授業研究を企画・実施すること。

(2) 成績評価に関する事項

- ① 成績評価の総括の集約及び点検作業
- ② 成績評価の客観性・厳格性に関する検討
- ③ 及び②の結果の教授会への報告
- ④ 成績評価に対する学生からの異議申立てに関する諸手続き
- ⑤ その他, 成績評価に関する諸問題への検討と対応

(3) 教員の研修に関する事項

- ① 理論と実務との架け橋を意識した授業を充実させるための教員の研修計画の作成及び実施に関すること。

②新たに授業担当教員になる者について、本学の養成しようとする法曹像をはじめとする教育理念のほか、成績評価や、授業内容や方法の研究・改善など、FDに関する研修を実施すること。

(4)鹿児島大学の認証評価、法人評価及び司法政策研究科の認証評価に関する事項

(5)その他、教育活動点検評価委員会が必要と認めた事項に関すること。

第2 FD活動は、その参加者が、専任教員のみならず、非常勤教員を含む授業担当教員全員であることを前提として実施する。

第3 教育活動点検評価委員会は、前項に規定する事項を実施するために、月に1度の定例会を開催する。

鹿児島大学大学院司法政策研究科(法科大学院)

教育活動報告書

2011(平成23)年9月30日 電子版発行